

令和5年度版

みささ農業委員会だより

令和6年1月発行 発行／三朝町農業委員会 編集／農業委員会だより編集委員会 印刷／山本印刷(株)



【片柴集落のコスモス畑】

辺り一面がピンク色の世界になった満開のコスモス畑。作付けされなくなり荒廃化する農地の保全と集落内の景観を保全することを目的に、片柴環境保全組合（組合長 福本博司さん）が植付されたものです。

ここは片柴集落のバス停前の圃場。鳥取鹿野倉吉線の沿線に位置することから、バスの車窓からもゆっくりと眺めることができます。また、ときおり車を停めて写真を撮る方もいるほど、人気のスポットになっています。

本町では、人口減少や高齢化に伴う農業後継者の不足は深刻な問題になっています。三徳地域の玄関口にあたる片柴集落でも例外ではなく、農業従事者の高齢化が進み作業受託者や農地の引受手を求める状況にあります。福本組合長は「なかなか水稻などを作付けすることは難しいが、こうして皆さんと協力してコスモスを咲かせることができた、沿線の美観の形成と集落環境の保全にも役立っている」と、コスモス畑を前に笑顔が絶えません。

農業後継者不足は解決の難しい問題ですが、こうした景観を守る活動は、なにか一つでも微力でも地域の為になればと思う皆さんの熱い気概を、満開のコスモスを前に感じたところでした。

会長あいさつ

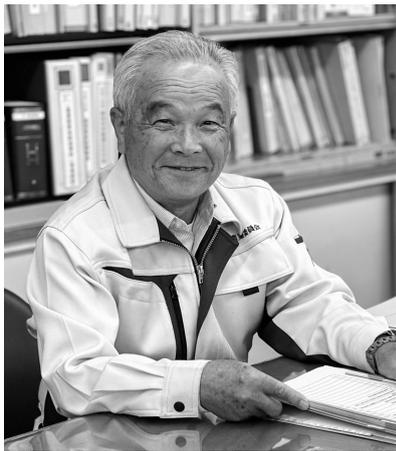
三朝町農業委員会 会長

山本 雅之

この度、令和5年から3年間、三朝町農業委員会の会長に選出されました、山本雅之です。

さて、私は農業委員会会長として長年農地の守り役として尽力してきましたが、農業には様々な支援制度があるものの、荒廃農地の増加に歯止めがかからない状況に危機感を抱いております。

今後さらに農業者は減少し、収益の見出せる農家と地域の農地を守ろうとする農家に二極化する傾向にあります。地域の皆様のご理解とご協力のもと、持続可能な農地の確保に努める事をお誓いし、会長就任のご挨拶とします。



農業委員・農地利用最適化推進委員
(任期:令和5年7月20日から令和8年7月19日まで)

令和5年7月20日、三朝町議会の承認を得て三朝町長から任命された7人の農業委員と農業委員会から委嘱された5人の農地利用最適化推進委員からなる三朝町農業委員会がスタートしました。

同日開催された第1回農業委員会では、会長に鎌田の山本雅之さん、会長職務代理に下畑の本田博さんが選出されました。

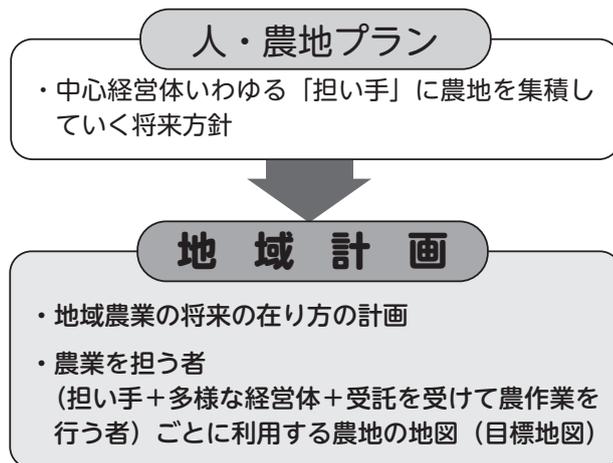
三徳担当		小鹿担当	
			
秋山 一寛 推進委員	野見 幸雄 農業委員	吉田 弘幸 推進委員	米廣 勝 農業委員
高勢担当		三朝担当	
			
藤原 昇 推進委員	米原 章太郎 農業委員	村岡 幸枝 農業委員	松原 利志 農業委員
竹田担当		賀茂担当	
			
楠本 幸孝 推進委員	本田 博 農業委員	井上 誠 推進委員	山本 雅之 農業委員

人・農地プランから地域計画へ

これまで地域の話し合いにより、将来の地域農業のあり方を決める、人・農地プランの作成を推進してきましたが、令和5年4月の法改正によって、人・農地プランは「地域計画」と名称を変え、法律に規定されました。名称は変わりましたが、人・農地プランと地域計画の方向性は変わりません。

地域計画は、地域農業のあり方を話し合いにより決定し、10年後誰がどの農地を利用するのかを目標地図に落とし込み「見える化」します。

「人・農地プラン」「地域計画」を簡単に言うと



農業委員会と町では地域計画の策定に向けて、現状農地の耕作者や所有者の把握、出し手・受け手の意向把握、担い手への集約化に向けた意見交換を実施していきます。

農地の貸借の仕組みが大きく変わります

令和7年4月1日から、農地の貸し借りの手続きは、次の2つの方法に変わります。

☆農用地利用集積等促進計画に基づく利用権設定：農地中間管理事業

農地所有者（貸付人）と耕作者（借受人）の間に、鳥取県農業農村担い手育成機構が入って農地を貸し借りするもの。（農地中間管理機構が間に入って行う利用権設定）

☆農地法第3条に基づく貸借の申請：農地法

農業委員会の議決を経て、農地法に基づいて農地を貸し借りするもの。

農業経営基盤強化促進法の改正により、利用権設定等促進事業が廃止され、農地利用集積計画に基づく出し手、受け手の相対による利用権設定の手続きが廃止されました。

令和7年度からの新たな農地の貸借は、農地中間管理事業による利用権設定による手続きか農地法第3条に基づく貸し借りに移行します。

なお経過措置として、令和6年度（令和7年3月末）までは、従来どおりの相対による新規契約や現在の利用権設定の契約更新は可能です。

○現在設定している利用権設定はどうなるの？

➡既に利用権設定をされている農地の貸し借りは、設定された満了日まで有効です。

農地パトロールを 実施して

農業委員 米廣 勝

推進委員と共に農地パトロールを実施しました。

私の担当地区を巡回してみますと、山間部の集落では過疎化が進み高齢者が田畑の維持管理が出来ない実態や、耕作従事者の不在となる農地も見受けられ、遊休農地、荒廃農地が以前にもまして増加している状況に驚きました。

また、昨今の台風及び大雨の被害で、水路の水取り口の破損、井手への土砂流入などの被害が大き

く、復旧工事の遅れも感じました。

は、農地法の定めに基づき毎年、農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します。今年の町内の農地パトロールは、8月21日から9月末にかけて、町内の担当地区を農地利用最適化農家人口の減少で引き受ける農地は増える一方ですが、荒廃農地とならないように、美しいふるさとの景観を守り繋ぐためにも、適正な管理を行っていただきますようお願い致します。

山間部では、土砂の撤去で機械復旧が困難な所が多く有り、労働力不足による「水路の維持管理も厳しくなった」という声も聞くことから、水田への水不足に伴い遊休化していく農地がさらに増える事を懸念したところです。



将来に繋ぐ 農地を守るために！

農地利用最適化推進委員 秋山 一寛

やアケビ取りをしたなあと思いがらも、山に繋がる荒れた農地を前に今更ながら愕然としたところです。

農地の荒廃化の大きな原因のひとつは担い手がいないことです。担い手不足は今に始まったことではなく、2003年に当時の小泉内閣が集落営農を担い手育成として提唱し、町内でも東小鹿、高橋、今泉などいくつかの集落で組織形態、運営手法をそれぞれの集落で創意工夫して、集落の理解を得ながら共同組織化での営農に取り組まれています。

最近、「農家の後継ぎが町外で生活して田んぼの作り手がなくなった」と聞くことがとても多くなりました。農地パトロールを実施して踏み入れた山間部の農地が原野化している状況を目の当たりにし、あそこら辺では栗拾い

町では人・農地プランに着手しましたが、今後さらに農地が適切に利用されないことが懸念されることから、農地の集約化等に向けた取組や目指すべき農地利用の姿を明確化にする地域計画を策定することとしています。集落営農が農地の荒廃化を止める特効薬ではありませんが、将来に繋ぐ農地を守る一つの手法として営農の共同化や地域計画に基づく集落営農を検討してはどうでしょうか。

終わりに、東小鹿の集落営農の皆さんには大変参考になるお話を聞かせていただきありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。



令和6年 農作業標準料金等の設定について

三朝町農業委員会では、令和6年の農作業標準料金等を次のように決めました。
この料金表は標準額を示したもので、実際に支払われる料金は作業内容等を考慮して、事前に両者で話し合っ決定してください。

作業区分		単位	標準料金	摘要
トラクター	荒起	10アール当たり	7,400 円	
	代かき		7,400 円	
	畑（転作田）		7,400 円	
田植・収穫	機械田植	10アール当たり	7,960 円	
	バインダー		9,100 円	
	ハーベスター		7,960 円	
	コンバイン		17,070 円	倒伏状態等により適宜加算する。
	糶運搬	2,270 円	町内運搬	
一般農作業		8時間	7,040 円	賄いなし
大豆	大豆播種	10アール当たり	9,100 円	乗用のみ
	大豆脱穀		6,260 円	
	大豆コンバイン		14,800 円	
農薬散布	ブームスプレーヤ	10アール当たり	3,410 円	
	動力噴霧器		3,180 円	
	その他（粉剤・粒剤）		1,700 円	
機械畔ぬり		1m当たり	56 円	
畔刈り		1時間当たり	1,700 円	
堆きゆう肥散布		1 t 当たり(2㎡)	2,270 円	堆肥代は含まない。
果樹農作業		農協果実部の賃金を準用する。		
【留意事項】 <ol style="list-style-type: none"> 1 環境不良田畑・変形圃場・未整備田等は、20%増を基準とする。 2 機械の燃料等は、受託者負担とする。 3 作業面積は、共済面積(水張面積)を参考とする。 4 標準料金は、消費税（10%）を含む金額です。 				



農閑期に ヒヤリハットの検証!

皆さんは、農作業中に思わず「危ない!」と感じたものの大事には至らなかった「ヒヤリ・ハット」を経験したことはありませんか？
農作業中の死亡・重傷事故の背後には、多くのヒヤリ・ハットが潜んでいると言われています。ヒヤリ・ハットを経験された方は、どうすれば防ぐことができるのか、具体的に対策を検討することが必要です。農閑期に御自身の農作業安全について今一度振り返ってみましょう。

◆農地の無断転用とは

農地法に基づいた許可を得ずに農地を住宅用地や工事等の資材置き場、駐車場など耕作の目的以外に用いる（転用する）ことをいいます。また、現在耕作されていない農地を、工事等の資材置き場などとして一時的に使用する場合であっても、許可を得ずに使用すると無断転用となります。

自分の農地であっても無断で転用することは農地法違反です!

◆許可を受けずに転用すると

農地転用許可（届出）を受けずに農地を無断で転用すると、農地法違反となり工事の中止や原状回復の命令が出されることもあります。さらに、3年以下の懲役又は300万円以下（法人に対しては1億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

農地の転用・売買・貸借などは許可を受けてください!

農地所有者が、農地を農地として売買、貸し借りするとき。

3条申請

農地所有者が、農地を農地以外に転用するとき。

4条申請

農地所有者が、農地を農地以外に転用する目的で売買、貸し借りするとき。

5条申請

- ◆農地を、耕作目的で売買したり、貸し借りしたりするときは『農業委員会』の許可が必要です。
- ◆資産保有や投資目的による売買や農地を取得する適格者でない場合は許可されません。

- ◆農地を住宅・車庫・工場・倉庫・資材置き場・駐車場・山林など、農地以外のものに用途を変更するときは、農業委員会を経て『県知事の許可』が必要です。
- ◆転用申請では次のような点を審査します。
 - ①目的は適正か
 - ②面積は適当か
 - ③水利など、必要な同意はあるか
 - ④付近の農地に与える影響はどうか
 - ⑤目的は確実に実行できるか
 - ⑥他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているか

編集後記

農業委員 米原章太郎

今も目にする自然災害（台風7号）による農地、農業用施設、生活道路、更には河川そのものの変貌ぶりに大変驚き、その復旧に要する時間や費用について想像すら出来ません。

近年著しい気候変動に伴う自然災害の発生、鳥獣被害、後継者不在の中で進む農業従事者の高齢化。心が折れかける農家も少なくないと思います。しかし、今しばらく踏ん張って頂きたい。予測不能な将来ですが、生まれ育った故郷の荒廃を好む人はいないのでないでしょうか。個人では困難な農地の維持管理も、集落としてなら守れる風景、景観があると、表紙の片柴集落の活動事例に思ったところです。

農政は令和5年度、「人・農地プラン」から「地域計画」の作成に舵が切られ、農地利用の最適化に向けて農業委員会の役割がより一層求められています。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

《農業委員会だより編集委員会》

委員長 米原章太郎

委員 米廣 勝 松原利志

秋山一寛 井上 誠

楠本幸孝